3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

		V () G									
					課	税	分	非 課	税 分	合	計
	区	分	支	払	金	額	源泉徵収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額		支 払 金 額	源泉徴収税額
					-	千円	千円	千円	千円	千円	千円
公		債		6,	848,	397	1, 047, 371	265, 929	23, 734, 031	30, 848, 357	1, 047, 371
社		債		7,	298,	588	1, 156, 252	3, 484	19, 432, 532	26, 734, 604	1, 156, 252
	銀行	預 金		33,	358,	645	5, 081, 623	843, 641	2, 544, 043	36, 746, 329	5, 081, 623
預貯金	銀行以外の金融機関の預金			18,	301,	392	2, 797, 505	570, 052	7, 793, 467	26, 664, 912	2, 797, 505
	その他勤務先	預金等の利子	-	3,	459,	650	532, 322	4, 697	8, 854	3, 473, 201	532, 322
合同運	合同運用信託の収益の分配				204,	376	31, 269	5, 699	9, 218	219, 292	31, 269
公社債担	投資信託の収	益の分配等			521,	132	79, 811	1	13, 079	534, 212	79, 811
	\J\	計		69,	992,	180	10, 726, 152	1, 693, 502	53, 535, 225	125, 220, 907	10, 726, 152
定期積	金の給付補	 j て ん 金 等		2,	958,	655	453, 118	_	6, 594	2, 965, 249	453, 118
	合契約等に基 生 命 保 険				258,	818	41, 592	1, 449	_	260, 267	41, 592
割引	債 の 償	還 差 益			16,	060	2, 952	-	_	16,060	2, 952
	計 然 亚比0.6.4				225,		11, 223, 814		53, 541, 819		11, 223, 814

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「障害者等非課税・財形貯蓄非課税分」は、第10条(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(障害者等の少額公債の利子の非課税)、第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)及び第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分である。
 - 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)のほか、租税特別措置法第5条(納税準備預金の利子の非課税)及び第8条(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)等に規定する非課税分である。
 - 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
 - 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12(償還差益等に係る分離課税等)に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

(2) 配当所得の課税状況

区分	課和		非 課 税 分	合	計	
·	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の 投資口の配当等	千円 309, 026, 034	千円 59, 139, 892	千円 62, 682, 429	千円 371, 708, 463	千円 59, 139, 892	
投資信託(公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。)及び特 定受益証券発行信託の収益の分配等	5, 858, 269	897, 193	1, 847, 728	7, 705, 997	897, 194	
源泉徵収選択口座内配当等	166, 171, 016	25, 349, 501	_	166, 171, 016	25, 349, 501	
計	481, 055, 319	85, 386, 586	64, 530, 157	545, 585, 476	85, 386, 586	

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に 基づいて作成した。

- (注) 1 「非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する非課税分のほか、租税 特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払われた もの及び租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税分である。
 - 2 「課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源	泉	徴	収	税	額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 94, 499, 477				1	4, 40	千円 9, 685

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税 徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

	F ()	官	· 广	そ 0	の 他	合	計
	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 · 給 料 · 賞 与	1, 805, 935, 682	61, 607, 531	9, 743, 184, 531	313, 962, 113	11, 549, 120, 213	375, 569, 644
給与所得	日雇労働者の賃金	4, 239, 912	53, 472	63, 227, 139	1, 115, 487	67, 467, 051	1, 168, 958
	計	1, 810, 175, 594	61, 661, 002	9, 806, 411, 670	315, 077, 600	11, 616, 587, 264	376, 738, 602
退	職 所 得	161, 459, 440	1, 950, 113	140, 530, 905	6, 098, 257	301, 990, 345	8, 048, 370
災害減免法	により徴収猶予したもの	_	_	_	2, 707		2, 707

- 調査対象等: 給与等の支払者から平成27年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成26年2月から 平成27年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明:1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関(所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、 日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。)を集計したものである。

- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、 いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

	区分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	千円 12, 985, 134	千円 1,829,870
NI.	弁護士、税理士等の報酬又は料金	66, 299, 473	8, 360, 231
法第	診 療 報 酬	69, 238	6, 011
2	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金	47, 789, 410	3, 558, 821
4 条	芸能等についての出演・演出等の 報 酬 又 は 料 金	2, 488, 628	244, 330
該 当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 金	10, 940, 030	619, 625
	契 約 金 • 賞 金	562, 302	45, 021
	小青十	141, 134, 216	14, 663, 909
法第	203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	22, 682, 594	722, 346
法 第 20	7条該当(生命保険契約等に基づく年金)	104, 972, 069	784, 234
法 第 17	4条該当(馬主が受ける競馬の賞金等)	_	_
	計	268, 788, 879	16, 170, 489
災害	減免法により徴収猶予したもの	_	0

調査対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成27年4月30日までに提出された「法定調書の合計表 (報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成26年2月から平成27年1月までに 提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。 (6) 非居住者等所得の課税状況

(6) 非居住者等所得の課柷状況		
区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子	千円 第 199,007	千円 28, 253
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。) 及び特定受益証券発行信託の収益の分配		856, 882
匿名組合契約に基づく利益の分	型 44,630	9, 100
給 与 · 賞 与	等 8,876,204	686, 805
退	得 112, 240	19, 234
役務の報	뻬 60,663	12, 277
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対	料 価 2,061,023	225, 854
著作権の使用料又はその譲渡による対	価 548, 208	36, 894
貸 付 金 の 利	子 272, 321	39, 660
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機 船 舶 の 貸 付 に よ る 所	得 367, 067	68, 463
機 械 等 の 使 用	料 -	-
土地等の譲渡による対	価 4,461,403	460, 074
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対	価 3, 108, 275	421, 798
生命保険契約等に基づく年	金 -	-
賞	金 -	-
合 計	27, 729, 094	2, 865, 295

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の 所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。 広島国税局 源泉所得税3 (H26)